

# 「個人番号」取得時の対応と気をつけたい取扱い

個人情報の次に「個人番号」の取扱いルールについても解説します。

解説●渡邊雅之 (三宅法律事務所 弁護士)

## マンガ「個人番号」取得時の対応

まずはマンガで、個人番号取得時にどんな説明等が求められているのか紹介していきます。

個人番号を取得する際にはどんな対応が求められるのか見ていきましょう

— というわけで投資信託商品に係る重要事項の説明は以上です

よく分かったわ

ありがとうございます  
それでは投資信託を取引する「特定口座」の開設手続きに入らせていただきます

先日申し上げたとおり特定口座の開設では個人番号が必要となりますが本日は個人番号が分かる書類をお持ちいただけましたか

- 金融機関では
- ① 投資信託口座・債券口座(特定口座やNISA口座)の開設
  - ② 外国送金
  - ③ マル優・マル特や財形預金の申込み
  - ④ 教育資金贈与信託、結婚・子育て支援信託の申込み
- などで個人番号取得が必要です

たしか通知カードかマイナンバーカードといわれたわよね  
通知カードを持ってきたの  
ありがとうございます

通知カードですとご本人様の確認も必要になりました  
公的な書類はお持ちですか

運転免許証があるわ

個人番号取得では「番号確認」とその番号が本当にお客様のものか確認する「身元確認」が必要です  
個人番号カードならば本人の写りが付いており番号確認と身元確認が1枚で行えます  
通知カードや個人番号が載った住民票の写し・住民票記載事項証明書ではそれで番号確認を行うことも別の公的書類で身元確認を行います

取得しました個人番号は投資信託・外国送金の法定書類作成口座開設事務のために使用いたします  
それ以外には使用いたしませんし番号法などに基つき厳格に管理いたします

はい記入したわ

それでは書類をお預りします  
また通知カードと運転免許証のコピーもとらせていただきます

個人番号に関する書類は所定の確認をしたうえで封筒に入れて厳重に管理して本部に直接送ればいいわけね

それではこちらにお客様の個人番号をご記入ください

個人情報に比べ個人番号は利用目的がより厳格に制限されています

金融機関では法定書類作成および金融商品の口座開設に係る申請事務のために個人番号を取得していることを伝えましょう

個人情報に比べて個人番号は取り扱える者が厳格に制限されています  
営業店では取得だけを担当者が行いあとは専任者や本部の所定部署が管理したり登録したりする金融機関が多いでしょう  
また営業店の行職員は取得事務を一切せず本部で対応を行う場合もあります